



佐波川の未来を考える 住民説明会

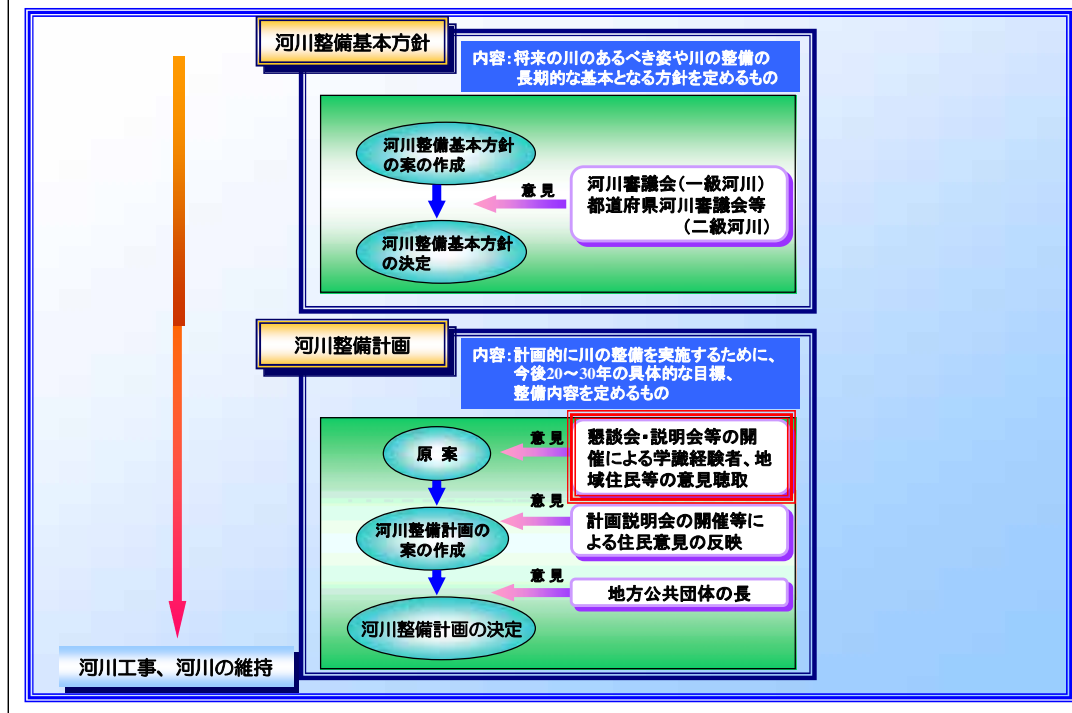
～ 河川整備計画の概要 ～

佐波川河川整備計画 住民説明会

平成19年12月1日（土）山口市徳地山村開発センター 午後1時30分～

平成19年12月2日（日）防府市地域協働支援センター 午後1時30分～

1. 新しい河川整備の計画制度



<内容説明>

新しい河川整備の計画制度においては、基本的には「河川整備基本方針」を策定した後「河川整備計画」を策定します。この河川整備計画の中で学識経験者のご意見をお聞きし、併せて住民意見を反映し、「河川工事と河川の維持」を位置付けた「河川整備計画」を策定することとなります。

<語句説明>

①「河川整備基本方針」

将来の川のあるべき姿や川の整備の長期的な基本となる方針を定めるものです。

具体的には、洪水対策については、どれぐらいの規模の洪水を想定するのか、その洪水をどの程度ダムで調整して川に流すのかを定めるとともに、洪水対策施設の整備方針を定めます。

水利用については、現在の水利用の実態と将来的な確保の方針とともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量（魚の移動に必要な水量等）に関する方針について定めます。

河川環境については、現在状況の把握の上に、整備と保全についての考え方や方針を定めます。

②「河川整備計画」

計画的に川の整備を実施するために、今後20~30年の具体的な目標、整備内容を定めるものです。

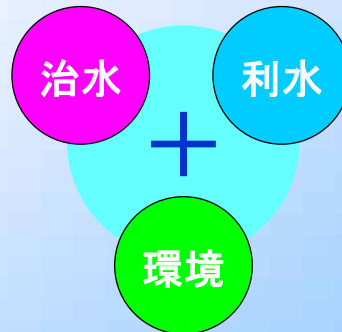
具体的には、洪水対策については、河川改修事業や治水施設の位置や区間、規模など、具体的な整備内容や予定を定めます。

水利用については、当面確保すべき水量や整備すべき施設の具体的な整備計画などを定めます。

河川環境については、保全や改善に向けた整備や管理計画を定めます。

2. 河川整備計画の概要

河川整備計画とは、これからの佐波川を、より一層安全で魅力ある川にするために、川作りに関して今後20年～30年の整備内容を示す計画の事です。計画の策定に当たっては、学識経験者や流域住民の方々などの意見を反映させて策定します。



河川整備計画の設定事項

1. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
3. 河川環境の整備と保全に関する事項

<内容説明>

河川整備計画は、概ね30年後の治水（洪水対策）・利水（水利用）・環境（河川環境）の総合的な河川整備の具体的な内容を、地域住民、学識経験者、関係自治体等の意見を反映し、定めるものです。

対象とする区間は、大臣管理区間としています。

3. 大臣管理区間



<内容説明>

大臣管理区間とは国土交通大臣が直接管理する区間のことで、河川整備計画で対象となる区間であり、佐波川では本川は河口～山口市徳地堀までの27.87km、島地川は島地川ダム堤体～周南市大字高瀬までの6.6kmです。

<語句説明>

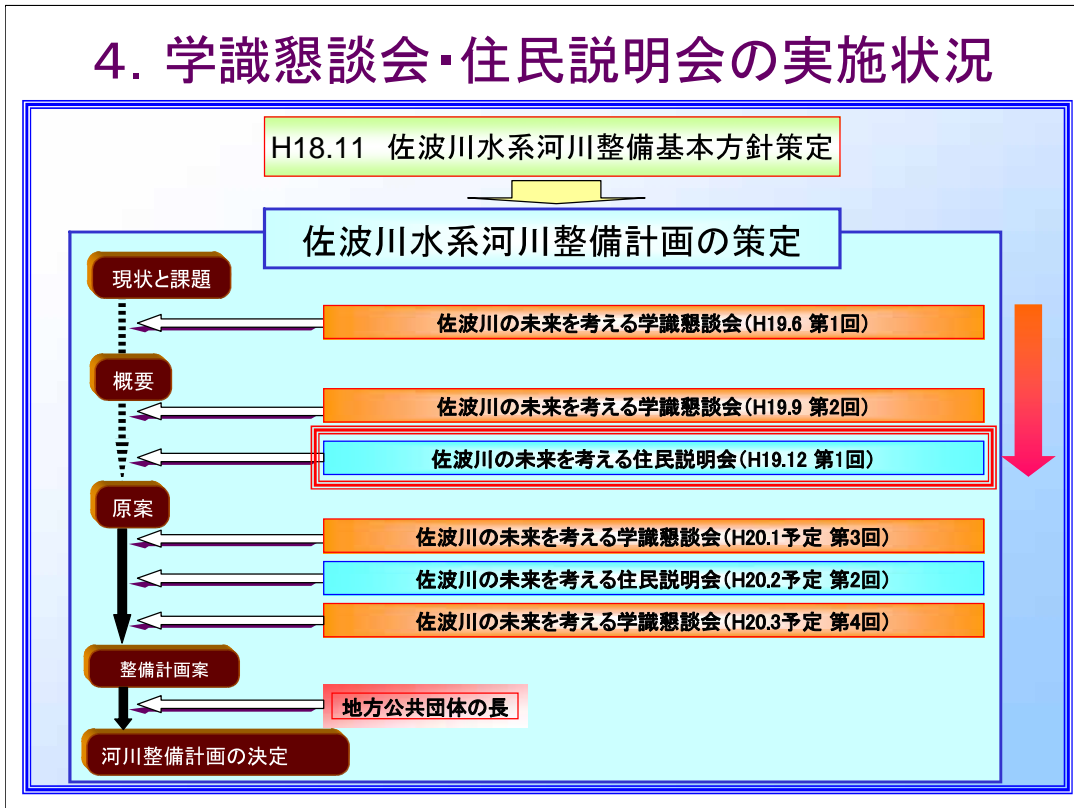
①「大臣管理区間」

一級河川のうち、国土交通大臣が直接管理する区間のことです。

②「一級河川」

国土の保全上または国民経済上、特に重要な水系で国土交通大臣が国土交通省令により、水系ごとに名称・区間を指定した河川のことです。

4. 学識懇談会・住民説明会の実施状況



<内容説明>

これまでの会議の経緯について示します。

これまでの経緯としましては、第1回学識懇談会を平成19年6月に開催し、佐波川の現状と課題について説明しました。

第2回学識懇談会は平成19年9月に開催し、佐波川の「洪水対策」「水利用」「河川環境」の面で特徴的な地点について現場視察を実施し、佐波川の目標設定における課題について説明しました。

今回の住民説明会の位置付けは、赤枠で囲んだ現状と課題の説明です。